

# 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 自 平成18年4月1日

(第46期) 至 平成19年3月31日

**株式会社エンプラス**

埼玉県川口市並木2丁目30番1号

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月31日
【事業年度】	第46期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)
【会社名】	株式会社 エンプラス
【英訳名】	ENPLAS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉本敏昭
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市並木2丁目30番1号
【電話番号】	(048)253—3131(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 総務・財務本部長 小沼哲夫
【最寄りの連絡場所】	埼玉県川口市並木2丁目30番1号
【電話番号】	(048)253—3131(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 総務・財務本部長 小沼哲夫
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 19 年 6 月 28 日に提出しました第 46 期(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)有価証券報告書の記載事項の一部を訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第 4 提出会社の概況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第 4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(9) 記載なし

(訂正後)

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。